

第六次千葉県障害者計画 第2部 「現状と課題及び今後の施策の方向性」

I 主要な施策

障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築

障害のある人がその人にあった福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備します。

1 入所施設等から地域生活への移行の推進

総合計画から

- ◇ 千葉県袖ヶ浦福祉センターについては、県立施設として被虐待児童のシェルター機能や強度行動障害支援等拠点としての機能・役割を果たすとともに、支援の在り方を大規模集団ケアから少人数を対象としたきめ細かなケアに転換するため、利用者の地域への移行を進めます。

(6) 県立施設のあり方

【I 現状・課題】

○千葉県袖ヶ浦福祉センター

千葉県袖ヶ浦福祉センターは、福祉型障害児入所施設（養育園）、障害者支援施設（更生園）等によって構成されています。主に知的障害のある子どもには、自立した生活に向け、必要な知識・技能を提供し、知的障害のある人には入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供しています。

施設の管理運営については、平成18年度に従前の管理委託制度から指定管理者制度に移行し、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団が指定管理者として管理運営を行っています。また、千葉県行財政システム改革行動計画の見直し方針を踏まえ、平成16年から更生園利用者の地域移行の促進と入所定員の削減を行い、強度行動障害等の障害が重く支援が困難であったり、手厚い介護や特別な健康管理を必要とする知的障害のある人への支援に特化した、施設入所支援、生活介護、短期入所の障害福祉サービスを提供してきました。

平成25年11月に養育園の利用者が死亡する事件が発生したことを受け、県では、問題の全容を究明するため、平成26年1月に外部の有識者による「千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会（第三者検証委員会）」を設置しました。

第三者検証委員会は、千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事件問題、千葉県袖ヶ浦福祉センター及び千葉県社会福祉事業団のあり方について検証を重ね、平成26年8月7日に最終報告（答申）を県に提出しました。最終報告（答申）では、虐待の主な原因や、センター・事業団の指導監督等に関する県の責任、また、今後のセンター・

事業団のあり方、県や外部による重層的なチェックシステムの構築、さらに早急に取り組むべき事項として、大規模ケアからきめ細かな支援を可能とする小規模ケアへの転換や利用者の民間施設・地域移行による定員規模の縮小(半分程度を目指す)などについての提言がまとめられました。

県では、第三者検証委員会の最終報告(答申)を踏まえて、平成27年度から29年度を集中見直し期間に設定するとともに、県の積極的な関与の下でセンター・事業団の見直しを進めるため、平成28年度から29年度までの2年間について、事業団を非公募で指定管理者に指定し、センター及び事業団の見直しに取り組んできました。

その見直しの進捗状況については、平成26年11月に設置された外部有識者による「千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会(見直し進捗管理委員会)」において、調査審議を行ってきましたが、平成29年3月に見直し進捗管理委員会から中間意見が提出され、養育園は、定員の削減が進むなど、改善が図られていることを受けて、「改善がみられ、県立施設として公募による民間法人による指定管理を続ける社会的意味がある。」と、評価されています。

その一方で、更生園は、定員の削減がほとんど進まない上、日中活動支援が適切に行われていないなど、「重要な事項での改善及び支援水準の向上が県立施設としてのレベルに本計画の終了時点(平成32年度末)までに達成できない場合は、県立施設ではなく、民営の入所施設としての経営を予定し、再度の公募による指定管理は行わないものとすべきである。」と指摘されています。

そのため、更生園については、虐待のリスクを極小化し、個々の利用者にあった適正な支援を確保するため、支援のあり方を大規模集団ケアから少人数を対象としたきめ細かなケアに転換するとともに、組織・人材マネジメントが機能するための施設規模とする必要があります。

また、利用者の民間施設や地域への移行を進めるに当たっては、利用者にあった支援が受けられる移行先の選定・調整や、受入側の支援体制の確保、利用者・保護者への十分な情報提供や不安の解消に関して、県が積極的に支援することに加え、関係者が一体となって取り組む必要があります。

こうした中、平成30年度からの指定管理については、第三者検証委員会の最終報告(答申)で示された方向性に沿って、小規模ケアと、組織・人材ガバナンスの徹底を図るため、これまでの更生園・養育園の一体運営を見直し、分割して募集を行ったところ、千葉県社会福祉事業団を指定管理者として指定しました。平成30年度からの指定管理において、事業団から提案のあった事業計画が着実に実施される必要があります。

さらに、集中見直し期間における見直しへの取組については、平成30年の夏頃までに、見直し進捗管理委員会から最終報告(答申)が提出される予定であり、その最終報告(答申)を踏まえ、引き続きセンター及び事業団の見直しに取り組む必要があります。

【Ⅱ 取組みの方向性】

○ 千葉県袖ヶ浦福祉センター

① 平成29年度までのセンター及び事業団の見直しの取組について、「見直し進捗管理委員会」が評価した最終報告(答申)を踏まえ、引き続き見直しに取り組むとともに、平成30年度からの指定管理において、事業団から提案のあった事業計画の取組が着実に実施され、支援の質の向上が図られるよう、県や外部有識者による重層的なチェックを行い、千葉県袖ヶ浦福祉センターが県立施設としての機能・役割を果たせるよう、適正な運営の確保に努めます。

また、今後の中長期的な千葉県袖ヶ浦福祉センターのあり方について、見直し進捗管理委員会の最終報告(答申)及び「千葉県県有建物長寿命化計画」を踏まえ、運営形態や施設整備等について検討します。

② 強度行動障害のある方への支援については、現在、県内の民間施設等において、支援に取り組んでいる施設等もある状況を踏まえ、強度行動障害のある方に対する支援を適切に実施するため、支援に携わる職員を対象とした体系的な研修を実施し、高度な知識と支援スキルを持った人材の養成に取り組むとともに、グループホーム等の受け皿の整備促進を図り、県内各地域における強度行動障害のある方の受入れ体制を強化します。

③ 県内各地域において民間法人による強度行動障害のある方への支援体制が構築されつつある中で、

- ・更生園については、県立施設として、強度行動障害者支援に係るノウハウを支援関係者に対して情報発信するなど、強度行動障害支援等拠点としての機能・役割を果たします。また、きめ細かなケアを進め、個々の利用者に合った暮らしを確保するため、定員規模の半減(50人程度)を目指すとする第三者検証委員会の答申に沿って、利用者の民間施設や地域への移行を推進します。今後も引き続き、見直し進捗管理委員会からの中間意見を踏まえ、重要な事項での改善や支援水準の向上が県立施設としてのレベルに本計画の終了時点(平成32年度末)までに達成できるよう、更生園の見直しに取り組みます。
- ・養育園については、県立施設として、強度行動障害などの支援が困難な障害のある子どもを受け入れるとともに、被虐待児童のシェルター機能(セーフティネット機能)や、保護者と利用者、地域をつなげる相談・療育支援などの機能・役割を果たします。

【Ⅲ 数値目標】

No.	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
11	千葉県袖ヶ浦福祉センター 一更生園の入所者数	83	早期の定員半減を目指します		

※28年度末時点定員数 90